

地方公務員災害補償制度の概要

1 災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害についての使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされることです。民事上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることから、この点において異なるものです。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民事上の損害賠償とは異なります。

さらに、この制度では、一部年金制がとり入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっている点からも、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっています。

2 災害補償制度の適用関係

地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、職員（注）については法の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施にあたり、非常勤職員については、法に基づく条例、労働者災害補償保険法、消防団員等公務災害補償等共済基金法等の法令により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています。

（注）「職員」とは、次に掲げる者をいいます。

1 常勤職員

- （1） 常時勤務に服することを要する地方公務員
- （2） 一般地方独立行政法人の役員（地方独立行政法人法第 12 条に規定する役員をいう。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受ける者（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち常時勤務することを要する者

2 非常勤職員のうち次の（1）又は（2）に該当する者

- （1） 再任用短時間勤務職員
地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者
- （2） 常勤的非常勤職員
 - ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者
 - ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者

区分	身分		地方公務員				非公務員	
	所属		地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人	
	職種		一般職	特別職	職員 (一般職)	役員等 (特別職)	職員	役員
常勤職員	全職員		地方公務員災害補償法					
非常勤職員	再任用短時間勤務職員		地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法			
	常勤的非常勤職員		地方公務員災害補償法					
	臨時職員等	議会、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者)	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法			
		水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法	労災法の対象とならない場合には条例		使用者たる役員については独立行政法人が定める		使用者たる役員については独立行政法人が定める
		消防団員・水防団員			消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律			
	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師			公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律			労働者災害補償保険法	

注1 実施機関は次のとおりです
 ・地方公務員災害補償法（条例を除く。）… 地方公務員災害補償基金
 ・労働者災害補償保険法 … 国（厚生労働省所管）
 ・地方独立行政法人の使用者たる役員 … 当該地方独立行政法人
 ・その他 … 地方公共団体

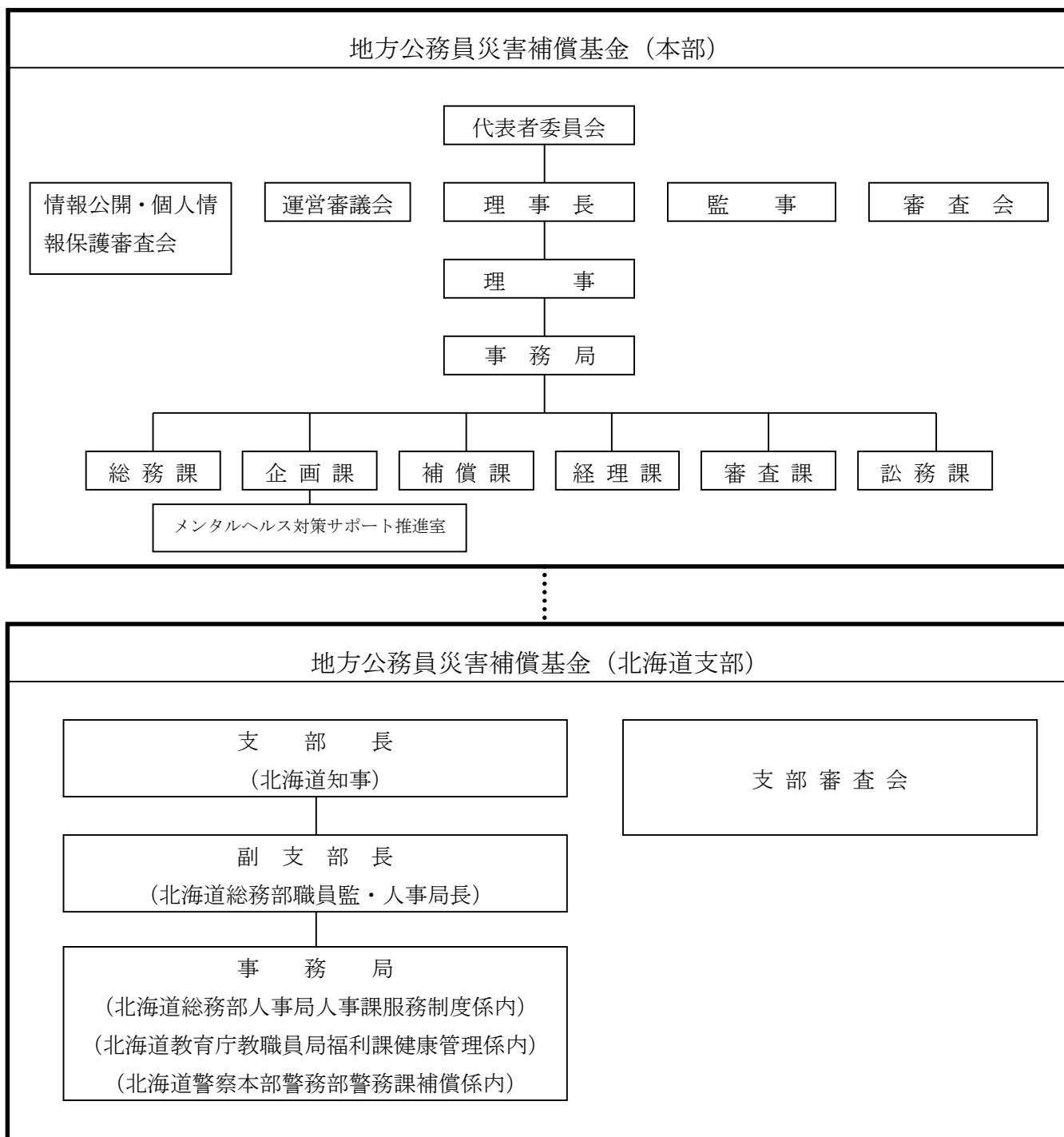
注2 この表は令和2年4月1日以降に係るものです

3 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、法によって設置された法人で、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うものとされています。

本部は東京都に、各都道府県及び政令指定都市にはそれぞれ支部が置かれていますが、補償請求の原因である災害が公務災害又は通勤災害かどうかの認定、補償の支給決定及びその支払い等は、原則として各支部で行われます。

また、その活動と補償の実施に必要な財源は、各地方公共団体等からの負担金で賄われています。基金の組織を図示すると、次のとおりです。



4 費用の負担

基金の業務に要する費用は、前記のとおり各地方公共団体等からの負担金によって賄われますが、この負担金は、概算負担金と確定負担金とからなっています。

概算負担金は、地方公共団体等の前々年度の決算に計上された給与の総額に理事長が定める率を乗じた額（新設の地方公共団体等の場合は当該年度の予算に計上された給与の総額。）を基に得られる負担金であり、原則として、毎年度5月15日までに基金本部に納入することになっています。

確定負担金は、その年度の終了後（翌年度の9月頃）、その年度の給与の決算額により計算された額とその年度の概算負担金との過不足を精算した後の負担金です。不足額は9月末日までに基金支部に納付することになっており、過納額は、原則として当該団体に還付することになっています。

5 不服審査制度

北海道支部は、被災職員又はその遺族の請求に基づき、その内容を十分検討した上で、補償の請求の原因である災害が公務または通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、各種補償の支給決定を行います。これらの処分に対して不服がある場合には、被災職員又はその遺族は、「地方公務員災害補償基金北海道支部審査会」に対し、審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる処分は、支部長が行う補償に関する決定であって、具体的には、公務外の認定、通勤災害非該当の認定、各種補償の不支給の決定、補償の受給権者の決定等です。

なお、福祉事業の決定や治ゆ認定については、審査請求の対象とはなりません。その決定を行った支部長に対して不服の申出ができることとされています。

(2) 審査機関

地方公務員災害補償基金北海道支部審査会（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目北海道総務部人事局人事課内）に審査請求を行うことになります。

その裁決に不服があれば、更に、地方公務員災害補償基金審査会（〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階）に再審査請求を行うことができます。

(3) 審査請求の手続（行政不服審査法）

不服申立ての手続等は次のとおりです。

ア 支部長が行った補償に関する決定に不服のある者は、決定があったことを知った日（認定通知書や決定通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に対して審査請求をすることができます。

イ 支部審査会は、審査請求があったときは、これを審査の上、裁決を行い、裁決書の謄本を請求人に送達します。

ウ 支部審査会の裁決に更に不服がある者は、

(ア) その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に本部の審査会に対して再審査請求

(イ) 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に裁判所に対して取消しの訴えをすることができます。

なお、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、再審査請求をすることができます。

また、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、取消しの訴えを提起することもできます。

エ 審査会の裁決を経てもなお不服がある者は、審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内であれば裁判所に対して取消しの訴えを提起することができます。

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、取消しの訴えを提起することができます。

なお、支部長が行った補償に関する決定やその執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他支部審査会の裁決経ないことにつき正当な理由があるときは、採決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。

6 時 効

補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行使されないときは、時効によって消滅することとされています（法第63条）。ただし、傷病補償年金は、原則として基金が職権でその支給決定を行うもの（職員からの請求も行うことができる。）ですから、傷病補償年金を受ける権利についての時効はありません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。これに対して、支給決定が行われた補償の給付金の支払を受ける権利については、法第63条の規定の適用はなく、金銭債権の一般規定である民法の規定が適用されることに注意する必要があります。

なお、時効の援用及び中断等については、法上明文の規定がないので、民法の定めるところによります。

7 非課税措置

地方公務員等の災害補償は、公務災害又は通勤災害により、地方公務員等又はその遺族が被った損失を補償することを目的とするものですので、所得税法等におけるいわゆる「所得」とは全くその性質を異にしています。

そこで法第65条によって、法又は法に基づく条例により支給された金品（休業補償、障害補償等の各種補償及び福祉事業としての諸給付）に対しては、所得税をはじめ租税その他の公課は、課税されないことになっています。

8 行政手続法との関係

(1) 審査基準等

行政手続法第5条の審査基準及び同法第12条の処分基準に該当する通知等は、地方公務員災害補償基金関係法令集及び地方公務員災害補償基金関係通達集に掲載されていますので、各任命権者において災害補償担当窓口で閲覧に供するか求めに応じて提示してください。

(2) 標準処理期間

行政手続法第6条の標準処理期間の設定は、次表のとおりです。

なお、「任命権者における標準処理期間」の起算日は、窓口で請求書を提出した日となりますので、実際の提出日を請求年月日欄に記入するよう被災職員に対して指示してください。

(3) 情報提供

請求した事案の処理状況や決定時期の見通しについて照会があった場合は、それらを示すよう努めて

ください。

[基金支部では、請求者や任命権者の求めに応じて、請求に係る審査の進行状況や請求に対する処分（認定・補償支給の決定）の時期の見通しを示すようにしています。]

○ 標準処理期間一覧

(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
障害補償	支給（不支給）決定			4
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

(注)

- この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいいます。
- 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれます。
- 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間によります。
- 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれます。
- 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれます。
- 遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれます。
- 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいいます。
- 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいいます。